

松山地裁の伊方原発 3 号炉運転差止仮処分命令申立事件の決定について

2017 年 7 月 21 日

中西正之

2017 年 7 月 21 日に、伊方原発 3 号炉運転差止仮処分命令申立事件の決定がありました。
この裁判の決定要旨と決定の PDF のアドレスを表示します。

決定要旨

<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/wp-content/uploads/2017/07/決定要旨.pdf>

決定

<https://drive.google.com/file/d/0B74Ta3Fo0DBjUWZvTjctYnYtMDg/view>

決定は、却下でした。

決定は、広島地裁の伊方原発 3 号炉運転差止仮処分命令申立事件の決定と同じものでした。
松山地裁の伊方原発 3 号炉運転差止仮処分命令申立事件の決定についての評価は、今後たくさん提出されてくると思われます。

ただ、広島地裁の伊方原発 3 号炉運転差止仮処分命令申立事件の決定でも心配していた事が、この決定でもありました。【水蒸気対策の不備の問題】についてです。

伊方原発 3 号炉の【水蒸気対策の不備の問題】は、決定の 307 ページから 309 ページに記載されています。

債権者の市民側の主張は

「債権者らは、争点 10 の 3 のとおり、本件 3 号機で溶融炉心を水プールに落下させた場合、水蒸気爆発の危険性があり、現に TROI(韓国原子力研究所)による実験では、6 回のうち 4 回は激しい自発的な水蒸気爆発が発生していると主張する。」

とあります。

債務者の四国電力の主張は

「水蒸気爆発に関しては、実機において想定される溶融物 [二酸化ウラン(燃料ペレット)とジルコニウム(燃料被覆管)の混合溶融物] を用いて、COTELS (財団法人原子力発電技術機構がカザフスタン国立原子力センターで行った実験)、FARO(欧州 JRC がイスプラ研究所で行った実験)、KROTOS (欧州 JRC がイスプラ研究所で行った実験)において、延べ 30 回に及ぶ溶融物の水プールへの落下実験が実施された。このうち KROTOS の実験で 3 回の水蒸気爆発が発生したが、他の実験では水蒸気爆発は発生しなかった。水蒸気爆発が発生した KROTOS の実験では、水蒸気爆発を活性化させるために実験装置の底部に加圧用のガス放出機構(150 気圧)を設け、同機構から溶融物の水プールへの落下中に圧縮ガスを供給して、膜沸騰状態を強制的に不安定化させる(外乱を与える)という条件を付加したものであったが、このような外乱を付与しても水蒸気爆発に至らなかったケースが 5 回あった。

債務者は、上記の実験結果を踏まえて、本件 3 号機では、溶融炉心が原子炉下部キャビテ

ィに落下する際、 KROTOS の実験で付加したような膜沸騰状態を不安定化させる外乱は発生しないため、水蒸気爆発が発生する可能性は極めて小さいと評価した。」と説明されています。

原子力規制委員会の見解は

「TROI 装置による実験のうち自発的な水蒸気爆発の発生した実験は溶融物に対し融点を大きく上回る加熱を実施するなどの実機とは異なる条件の下で実施したものであり、国際協力の下で実施された OECE-SERENA 計画では、TROI 装置を用いて溶融物の温度を現実的な条件とした実験も行われ、その結果、自発的な水蒸気爆発は生じていないことを確認しているという評価を示しており」

と説明されています。

裁判官は

「このような原子力規制委員会の評価の合理性を否定し得るような疎明資料は見当たらない。

そうすると、前記ア(イ)の実験結果に基づいて、本件 3 号機では水蒸気爆発の可能性は極めて低いとした債務者の評価が合理性を欠くということとはできず、また、原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとはいえない。」

との判断を行っています。

私は、松山地裁の伊方原発 3 号炉運転差止仮処分命令申立事件の市民側の提出書面についても調べましたが、裁判官の主張する「このような原子力規制委員会の評価の合理性を否定し得るような疎明資料は見当たらない」という指摘は事実であると思いました。

ですから、債権者である市民側は、例えば【水蒸気対策の不備の問題】を取りあげる時には「OECD の SERENA Project の報告」「格納容器の破損問題」「ソースタームの問題」など、もっと多面的な方向からの問題提起を、これからは行わなければならないのではと思います。